

処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 河川砂防課

法令名	国有財産法			法令番号	昭和23年法律第73号		
手続名	使用又は収益の許可の取消（一般海域における収益の許可の取消の場合）			根拠条項	第18条第6項		
処分基準	1. 国有財産法第18条第6項の審査基準に適合しなくなったとき。						
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	河川砂防課	交付機関	河川砂防課	目次No.	26